# 山の井たかし市議会報告

## 後援会連絡所 〒323-0807 栃木県小山市城東 3-14-5 0285-20-5000

皆様におかれましては、日頃から小山市議会へのご理解、ならびに山の井たかしへのご支援に対し、感謝を申し上げます。早いもので、本年4月で折り返しの2年を経過することになります。今後とも皆様のご支援をいただけるように一生懸命がんばってまいりますので、よろしくお願い致します

平成17年度第1回定例議会が2月24日から3月17日の日程で開催されました。本議会に上程された議案は、平成17年度予算について15件、補正予算に関するもの6件、条例の制定に関するもの7件、条例の一部改正に関するもの11件など、議案44件、報告1件であり全議案が可決されました。



# 山の井たかしの活動報告(12月23日~3月17日)

1月 5日	小山市賀詞交歓会出席
6 日	
9 日	小山市成人式(於:小山二中)
12日	富士通テン市政相談
13日	
14日	
	電機連合栃木地協新春の集い(於:宇都宮)
20日	
25日	
	小山ネットワークス協議会例会(於:小山商工会議所)
	連合下都賀東新春の集い(於:小山市内)
2月 2日	
9日	
10日	
16日	富士通化成市政相談
4 0 🗆	連合議員懇地域交流会(於:小山東部第一区画整理組合)
18日	
	小山市議会50周年記念事業実行委員会
200	小山市生涯学習推進協議会(於:教育委員会)
20日	小山市体育協会研修会(於:県南プール会議室) 2 月議会(開会、市政一般報告、議案上程)
2 4 日 2 5 日	2 月巌云(用云、巾以一放報 ロ、巌宗工住) 小山ネットワークス協議会総会(於:小山商工会議所)
2 6 日	
28日	
3月 1日	
5日	連合総決起集会(於:宇都宮)
6日	集会所まつり(於:文化センター)
7日	中央福祉医療専門学校卒業式
8日	会派経理責任者会議
9日	総務常任委員会
10日	小山第二中学校卒業式
. • 🗖	富士通テン市政相談
15日	
1 7 日	

# 2月議会トピックス

#### 『城南地区中心施設用地』の利用について

城南地区中心施設用地の利用方法について、執行部より1月31日の全員協議会で提案された民間住宅展示場への貸し出しに関連して、一般質問で議論が交わされた。この地区は、公会堂などの公共施設を建設する目的で、昭和59年に地権者の協力の下で確保された土地であり、平成13年12月議会で地元自治会の請願により、公的機関の早期建設が全会一致で採択されている。しかし、財政状況から公的機関の設置及び維持は困難であるとの理由で、何も検討されないまま現在に至っている。今回、総合住宅展示場として6年間土地借用の要望があり、そこに出張所を併設できれば貸し出せるとの執行部の判断で、地元自治会の皆様に説明会を開催し、理解を得ようとしたものだ。しかしながら、以前にカワチ薬局が出店を計画した時にも地元への説明が不十分であったことや、民間への貸し出しは公共施設を造るという地元への約束を反故にするなどの理由で、白紙に戻った経緯もある。今回も唐突に湧き上がった話であり、以前からの行政への不信感などもあり、地元の賛同は十分とは言えない。

貸し出しが6年間という期限付きであることや、その間の貸し出し収入により公共施設建設への資金となること、暫定的な出張所機能は確保されることなどを十分に理解してもらえるように話し合いを続けていく必要がある。

### 『小山市長の給与の特例に関する条例』を制定!

昨年7月の小山市長選において発生した大久保市長の寄付問題に関して、地検の起訴猶予処分を受け、市長自らが自己責任として市長給与を3ヶ月30%減額する条例が上程され、賛成多数で承認された。これにより、小山市長給与は本年4月から6月まで67万9千円となる。

#### 『小山市地区まちづくり条例』を制定!

#### ・条例制定の背景

身近なまちづくりに対する市民の要求は多様化しており、その要求に対して全てを公共のまちづくりによって応えることが最良ではないため、地区レベルの課題に柔軟に対応するまちづくりを進めるためには、市・市民・事業者の三者が協働することが求められている。このため、協働によるまちづくりの推進を基本理念として、まちづくり推進に必要となる具体的な手続きと制度を規定する条例を制定する。

#### ・条例制定による効果

市民について、まちづくりへの市民参加を推進する。 事業者について、まちづくりへの事業者の参画を推進する。 市について、市民・事業者と協働でまちづくりを推進する。

# 『小山市開発行為の許可基準に関する条例』を制定!

#### ・条例制定の背景と目的

線引き後30年余りが経過し、市街化調整区域において既存集落の人口減少に歯止めがかからず、地域コミュニティの維持や学校の存続等が困難になりつつある。そこで、市街化調整区域における立地基準の緩和を求める声が高まってきた。このため、都市計画法の一定の基準の下、開発行為が可能となる新しい制度の活用を検討するため『小山市まちづくり計画策定委員会』を設置し検討を重ねてきた結果、調整区域内に新たなスプロールを発生させることなく、集落の環境を維持しながら、既存集落の人口減少に歯止めをかけ、地域コミュニティを維持することを狙いとして、本条例を制定する。

#### ・条例制定の効果

市街化調整区域における既存集落への人口流入市街化調整区域の秩序ある土地利用の推進

次回の議会は6月2日から22日の日程で開催されます。 ぜひ一度、議会の傍聴をお願いいたします! 行政チャンネル(5ch)でも生放送・再放送(土・日曜)します。